

告 示

埼玉県告示第三百四十二号

平成十九年埼玉県告示第五百六十二号（会計管理者事務の一部委任）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定により同令の施行の日の前日において同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項又は第五百五十八条の二第一項の規定により現に公金の徴収又は収納に関する事務を行わせている者から払い込まれる現金の収納及び保管に係るこの告示による改正前の別表第一第四項第一号、第七項第一号、第八項第一号、第十二項第一号及び第十五項第一号の規定の適用については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

別表第一第四項中「専門員の職にある」を「職員である」に改め、同項第一号中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第五百五十八条第三項（政令第五百五十八条の二第六項）を「第二百四十三条の二の四第四項（法律第二百四十三条の二の五第三項）に改め、同表第五項中「専門員の職にある」を「職員である」に改め、同表第七項第一号、第八項第一号、第十二項第一号及び第十五項第一号中「政令第五百五十八条第三項（政令第五百五十八条の二第六項）を「第二百四十三条の二の四第四項（法律第二百四十三条の二の五第三項）に改める。」